

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 63 号 )

令 和 元 年 11 月 28 日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書非公開決定について、請求のあった公文書を保有しているとは認められないため、実施機関の判断は妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 公開請求

令和元年5月15日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(公開請求に係る公文書の名称又は内容)

2019年5月10日の大津市自治連合会の総会が行われた琵琶湖ホテルで、市職員が受け取った大津市自治連合会の総会資料。

### 2 実施機関の決定

令和元年5月20日、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、「令和元年5月10日開催の大津市自治連合会総会に、市職員は出席しておらず、請求のあった公文書は取得していないので存在しないため。」との理由を付して非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行った。

### 3 審査請求

令和元年8月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

## 第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。

## 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書の記載内容及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- 1 市は、自治連合会事務局を自治協働課内に置くに当たり、「大津市の自治振興事業として、密接な関わりがあり、大津市の自治振興事業に寄与することが多い」ことを理由に、大津市行政財産使用料条例第8条第3項の規定に基づき利用料全額の減免を認めている。これほど密接な関係にある団体の総会に出席せず、総会資料を受け取らないのは理由がない。
- 2 2013年まで自治連合会の事務局は自治協働課が担っていた。何十年も大津市が自治連合会の事務を代行していたのは、市政にとって必要な公務と認識していたといえる。ま

た、2014年から、自治協働課は公務として職員を総会の会場設営等の手伝いに派遣していた。過去から延々と続く密接な関係性をもった団体の総会に出席しなかったから公文書は保有していないと説明するのは不透明な市政運営といえる。

- 3 市が支出する補助金から総会の会場代が支払われている。市庁舎内で行われている定例会には市職員が出席しているが、ホテルで行われている総会に出席しないことは矛盾している。
- 4 市は補助金交付申請書に総会資料が添付されるから、総会で受け取る必要がないと弁明しているが、交付申請書に総会資料の添付を求める記載はない。現に、過去、総会資料の一部しか添付されていなかった事実を大津市情報公開・個人情報保護審査会も認めていた。
- 5 自治連合会から市へ補助金交付申請書が提出されたのは4月1日であった。別途提出を求めるのなら、5月10日の総会で受け取ったほうがより早く新しい役員などの情報を把握できる。
- 6 総会終了直後に催された自治連合会の宴会には、自治連合会を所管する市民部長も出席している。市はその理由を「意見交換のため」と説明するが、総会に参加せず、総会資料を受け取らず、直後の宴会に参加して「意見交換」する市幹部の姿勢は、条例の公正で透明な信頼される市政運営の確保からかけ離れている。
- 7 市が事務局を担う他団体は、市役所で総会を行っており、公文書の公開を請求すれば総会資料も出てくる。
- 8 市が総会に出席しなくなったのは、自治連合会に気を使ったからである。市は、自治連合会に対して毎年多額の補助金を支出しているのに、チェックしようということになっているわけではないようである。市と自治連合会とが、どちらが上でどちらが下かわからないような感じている。そういった体制を続けてきたことに問題があると思うので、これを外部から指摘により修正する必要がある。
- 9 総会資料は、自治会に回ってくることはなく、これまで複数の自治連合会長に提供を求めたが返答がない。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、概ね次のとおりである。

- 1 自治連合会総会に出席しておらず当該文書を取得していないため、本市では保有していない。
- 2 補助金交付の際の必要資料として、事業計画書、収支予算書等の総会資料の添付資料は保有している。
- 3 自治連合会から総会出席の要請がなかったため出席しなかった。団体の運営に係る総会であり、市が議決に加わることもないため、必ずしも市職員が出席する必要はないと考える。

## 第6 当審査会の判断理由

### 1 公文書の存否について

本件審査請求の対象となっている公文書は、令和元年5月10日の「大津市自治連合会の総会が行われた琵琶湖ホテルで、市職員が受け取った大津市自治連合会の総会資料」である。

実施機関によると、総会には平成28年度までは参加していたが、提案や議決に加わる立場にはなく、平成29年度以降は、自治連合会から参加の要請がないため出席していないとのことであった。他に市職員が総会に参加したことをうかがわせる事情はなく、請求のあった公文書は存在しないと認められる。

### 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、市職員が総会に参加すべきであると主張するが、総会への参加について、当審査会は、答申第56号で「自治連合会の総会に市職員の出席を要請するか否かは、市から独立した団体である自治連合会の自主的判断に基づくものであるから、当審査会がその当否を判断することはできない。」と述べたところである。このことについては、本件審査請求においても同様の理由で、判断することはできない。

他に、審査請求人は、自治連合会への市の関与のあり方について主張するが、情報公開に関する不服申立てについて調査審議する(大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第1号)当審査会の所掌事務及び権限に属さないことから、これについても判断することはできない。

### 3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 当審査会の意見

当審査会は、答申第42号で、自治連合会の文書に関する公開の問題は、自治連合会のガバナンスの問題であるとした上で「大津市自治連合会は公共的団体であり、地方自治法第157条第1項に『普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。』と規定されている。これに加えて、大津市『結の湖都』協働のまちづくり推進条例に規定する市民団体でもあることから、市の事業を推進する上で重要なパートナーとして、市と密接な関係にある団体といえる。今後の更なる大津市協働のまちづくりの推進のためにも、実施機関においては、大津市自治連合会に対し、同会の有するその事業を自治会員に説明する責務を全うされるようにすべく情報公開の運用につき助言を行うことを検討されたい。」と意見を付したところである。

審査請求人は、自治連合会から総会資料の提供がされない旨を陳述しており、状況はそのままであることがうかがわれ、当審査会としては、実施機関において、公共的団体としての大津市自治連合会の自治会員への説明の責務が果たされるべく、上記意見で要望した検討がなされることをあらためて求めるものである。

## 第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 9月 4日	諮問書の受理
令和元年10月31日	審査請求の概要説明 実施機関からの事情聴取 審査請求人からの意見陳述 審議
令和元年11月28日	審議 答申